

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問を始める前に、昨日の答弁に関して民生部長より発言を求められましたので、これを許します。民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 昨日、阿部俊作議員の質問に対しまして、町立安渡保育所の保育時間の始まりが、私のほうで7時半と申し上げましたが、正しくは8時半の誤りでございました。申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

澤山美恵子君の一般質問を許します。御登壇願います。

○3番（澤山美恵子君） 皆様おはようございます。新風会の澤山美恵子でございます。

やっと寒さが緩んできたと思いましたが、けさの雪には本当にびっくりしましたけれども、これからだんだん暖かさが増してきます。陽気のいい日には健康のために散歩に出かけましょう。

それでは一般質問に入らせていただきます。

私の質問は、交流人口の拡大についてと、コミュニティ形成の必要性と手法についての2点をお伺いいたします。

それでは、まず1点目、コミュニティ形成の必要性と手法についてお伺いいたします。

震災後、もともとの地域とは別の場所での生活を余儀なくされ、あるいは、新しい場所への移住により、新しい地域住民との人間関係の構築が大事であるばかりか、大きな課題でもあります。震災前の地域の人たちのつながり、あるいはきずなは、住む場所がばらばらになったことにより、地域性が崩壊し、コミュニティも消滅してしまったところがあると感じています。災害公営住宅や復興住宅においても、あるいは、せっかく自治会が立ち上がっても、人と人とのつながりが希薄なままであるように感じます。もちろん、社会福祉協議会やコミュニティ総合支援室の方たちも一生懸命に頑張っていることは承知いたしております。いろいろなイベントがあっても、そこに出て

こない人も多く、地域の人々にとっては頭の痛い課題となっています。いろいろな施策や、それらを担う人たちが活動しているということは十分に承知をしておりますけれど、行政が主導的に進めるべきこともまだまだあるのではないかと思います。さらには、住民みずからの意識の変革も求められます。オール大槌という言い方をする人がおりますが、みんなが一緒に前に進もうとするとき、まさにコミュニティーの力が絶対に必要なことは明らかです。そこで、今後のコミュニティー醸成を進める上での行政施策についてお伺いいたします。

2点目は、交流人口の拡大についてお伺いいたします。

愛する我が大槌町には多くの観光資源があります。震災前にも多くの来訪者があったと聞いております。しかしながら、ここで言うまでもなく、人口減少が続く大槌においては、交流人口の拡大は町にとっての大きな課題であると思います。すなわち、観光産業が今後一層その重要度が高まることは必至だと思います。三陸ジオパークなど、広域での取り組みも大事であるだけでなく、昨年実施されたヒルクライムなど、町単独で取り組むべきことも確実にあると思います。もちろん単発で実施するよりも、あのサケに関するイベントのように連動させることも大事です。特に、観光地としてにぎわっている地域は、例えば女性向けのパワースポットや、退職後の方々をターゲットにした少し高級な食事を提供するプランなど、地域の資源を大いに活用する取り組みが見られます。昨年、議員研修として、大槌を支援してくださっている軽井沢町を訪問させていただきましたが、まさに観光先進地であり、その取り組みには驚かされました。すなわち、そこには観光客を引きつけるストーリー、物語があり、それをたどるルートが形成され、町のお店もそうした雰囲気を醸し出しています。参考にすべきものがたくさんあると感じました。

そこで、大槌町の今後の観光行政が目指すものは何なのか。そして、そのゴールに向かう施策として、どういうことを考えているのかお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） それでは、私のほうから澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、コミュニティー形成の必要性と手法についてお答えいたします。

本年度は、復興のさらなる進展もあり、応急仮設住宅から災害公営住宅、防災集団移

転団地などへの恒久的な住宅への移行も進み、議員が言われますとおり、移行先における人と人とのつながりの構築や、既存住民との融和、さらには、高齢者やひとり暮らしの方々の見守りなど、復興の進展により大きく変化している生活環境に対応したコミュニティの形成を図ることが重要であると、町としても強く認識しているところであります。このことから、応急仮設住宅にとどまらない、恒久的な住宅への移行後も含めた総合的なコミュニティ形成に向けた支援を力強く推し進めるため、本年度は「コミュニティ形成予算」と銘打って予算編成を行い、組織体制においても支援の取り組みを着実かつ確実に実行するため、コミュニティ総合支援室を設置し、幅広い支援を実施する体制強化をあわせて行ったところであります。

本年度の取り組みにおいては、震災前のように人と人とのつながり、きずなを取り戻すため、自治組織のない地域において、コミュニティ活動の核となる町内会・自治会立ち上げ支援を図るほか、地域の課題や実情、地域ニーズに応じて弾力的な運用ができる財政支援を実施するとともに、壮年層の町民を中心とした地域コーディネーターなどを各地域に配置し、住民のみならず、地域コーディネーターやNPO、大学などといった、震災を機につながった多様な活動主体と連動したコミュニティ形成にも努め、地域を支える人材育成を図りつつ、住民が自発的、主体的に地域活動が行われるコミュニティ形成への支援を積極的に推進してきたところであります。

一方で、この1年間、コミュニティ形成の取り組みを展開してきて、地域によってその難しさに直面しているのも事実であります。行政が主導的に進めるべきことでもありとのお話がありましたが、ゼロからのコミュニティは何もせずには生まれるものではなく、初めのきっかけづくりは行政にしかできず、また動き始めに住民の主体的な活動を支えることも重要な役割と考えており、引き続きこれらの点に留意して取り組んでまいります。

一方、議員御指摘のとおり、住民にも過度に行政に頼るのではなく、地域、身の回りの課題を「我が事」として考える意識改革も必要であると感じており、そうした意識の醸成にも努めてまいります。

真の復興をなし遂げるためには、私はこれまで一貫して述べておりますが、ハード整備とあわせ、その上に暮らす私たちのコミュニティ形成がしっかりと確立されなければ、真の復興にはつながらないものと考えております。コミュニティ形成には、時間、パワーが必要になりますが、引き続き「めげない」、「投げない」、「諦めない」の、

この強い精神を持って、本年度、当町が実施したコミュニティー形成のさまざまな取り組みを、今月18日に開催いたしますコミュニティー活動報告会で総括をいたしまして、次年度に向けた事業のブラッシュアップを図り、各地域の課題を地域コミュニティーの力で解決できる新たなコミュニティーの実現に向け、取り組みをさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、交流人口の拡大についてお答えをいたします。

当町では、美しい自然景観や、私たちの祖先がつくり上げ、現在まで守り継がれてきた多彩な文化である郷土芸能など、数多くの資源を有しており、これらの自然、歴史、文化を生かしていくことが、当町の観光行政が目指すべきものと考えているところであります。議員御指摘のとおり、人口減少が続く当町にとって、交流人口の拡大は大きな課題であります。しかしながら、その課題の解決のためには、行政の取り組みや観光産業関係者の努力だけでは非常に厳しいのが現状であります。交流人口拡大の課題解決には、観光に限らず、地域の総合力を高めることが最も重要であると考えており、地域住民を初めとしたより多くの方々が、町の交流人口拡大に具体的な関心や、主体的に直接、間接の関係を持っていただくことが必須であると考えております。

観光に関する取り組みとしては、みちのく潮風トレイル等の広域的な観光資源を活用するための三陸ジオパーク推進協議会などの行政間連携に加え、まずは、従来から町民主導で展開されてきた大槌まつりの見せ方に工夫を加えるなどのように、既存の資源を魅力的にブラッシュアップしていくための取り組みや、住民参加型の新山つつじ環境再生イベントと民間主催型イベントである新山高原ヒルクライムといったように、相互に連動し相乗効果が発揮されるような成功事例を育てる取り組みを進めながら、今後も町民との連携、連動を強化することで、限られた人員や財源の中でも、交流人口の拡大を図られるよう、創意工夫をもって取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは再質問をさせていただきます。質問の1点目のコミュニティー形成の必要性和手法についてお伺いいたします。

答弁の中で、住民のみならず、地域コーディネーターやNPO、大学と連携し、コミュニティー形成の支援を積極的に行った、しかし、また、コミュニティー形成の取り組みの難しさに直面していると答弁されましたが、そこで何点かお尋ねいたします。

まずは被災者支援総合交付金についてお伺いしますけれども、被災者支援総合交付金

事業は今年度から始まり、当初予算では5億5,000万円もの大金が計上されてきました。それが効果的に使われたのかどうかお伺いいたします。

1つ目は、復興支援員配置事業についてですけれども、ことしは49人体制で、1億5,400万円が計上されておりました。平野町長は就任以来、事業の検証・評価を重視していらっしゃいます。事業内容は、仮設住宅の見守り、サロン活動、災害公営住宅の定期巡回とありましたが、それぞれの具体的な取り組み内容とその成果をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えいたします。

応急仮設住宅の見守りをやっている復興支援員制度の関係でございますけれども、業務内容につきましては今お話しがあったとおりなんですけれども、加えますと、住民の見守り活動、配布物のポスティング、集会所の開錠・施錠、ラジオ体操などということでありまして、成果としましては、これにより住民の孤立化防止が図られているということ。それから生活の不活性化の防止、ラジオ体操などを通じてですね、そういうことが図られている。それからコミュニケーションの場の創出など、そういったものに一定の成果を上げたものと認識をしております。

災害公営住宅につきましては、復興支援員制度を使っただけの巡回は、これはあえてしておりませんで、見守りの延長で災害公営住宅の支援をするのではなくて、住民でその見守りに類するような活動を住民主体でできるようにという配慮で、そこはあえてやっていないということでもあります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） その支援員の見守りというのは、住宅の見守りはしないという話なんですけど、住民主体でやるということで、どういうふうに行っているんですか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） これは、災害公営住宅の集合タイプですと、自治会の設立支援ということをやっていることで、自治会を立ち上げて、その自治会の活動の中でそれをやっていただくということをやっています。

ただ、その見守りの対象として、社協のLSAなど、見守りの対象については、そこはきめ細かく回っているんですけれども、一律に見守るという活動はしていないという趣旨です。

- 議長（小松則明君） もう一つお金の使い方について答弁がありませんが。コミュニティ総合支援室長。
- コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 支援員事業の予算も1億5,000万でしたか、それくらい使われたわけですけども、これも所要の見直しを図ることにしておりまして、その一環で、来年度予算については人員の縮小と業務体制の見直しというのを図っているということであります。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 3番（澤山美恵子君） 支援員は来年度30人体制に減らして、その事業内容は住民の見守り活動に特化すると聞きましたけど、その見守り対象というのは、仮設住宅と災害公営住宅の住民、両方になるんですか。
- 議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。
- コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 支援員の見守りについては、先ほど申し上げましたとおり仮設住宅のみということであります。
- 議長（小松則明君） 澤山美恵子君。
- 3番（澤山美恵子君） 仮設住宅と災害住宅の住民が抱える悩みとか不安というのは当然異なると考えますけども、それぞれどういったことで困って、それにどう対応してきたのかお伺いいたします。
- 議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。
- コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 応急仮設住宅と災害公営住宅のそれぞれの住民の悩みということでもありますけれども、応急仮設住宅につきましては、みんながみんな悩みを抱えているわけではないでしょうけれども、悩みとしましては再建に関する、当然ながら不安があるんだということです。それは経済的な面であるとか、健康面であるとかで再建に不安を抱えている方が多いということでもあります。災害公営住宅のお話もありますけども、こちらは災害公営住宅に入ってみたら、やはり周りの皆さんは高齢者が多かったりであるとか、災害公営住宅ですから閉鎖性が高いんだというところも指摘をされておりまして、寂しさを覚えるみたいなですね、そういう孤独感を覚えるみたいなところがあるんだということを考えております。
- それぞれの支援なんですけれども、応急仮設住宅につきましては、今までですと見守りと、それから相談にもある程度対応した部分もあるんですけども、これからはその個別の支援を充実させていく必要があると思っています。ですから、みんながみんな問題

を抱えているわけではないですが、重大な問題を抱えている人がいます。その人たち個人に寄り添って、どういった再建をしていくかということを相談するという体制を来年度は組んでまいりたいと考えております。

それから災害公営住宅につきましては、やはりそういう自治会の設立支援でありますとか、住民同士の融和が図られるような施策を打っていければなというふうに考えているところであります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） おっしゃるとおり、その仮設住宅だったり復興住宅だったり災害公営住宅に移り住んで、これで安心ということではないですよ。やっぱり先ほどおっしゃったとおり、その経済的な不安だったり、高齢になってくれば、例えば2人暮らしだったり独居の方だったり、その人たちの悩みというのは、将来的に不安があったりとか、あと周りから見れば自分たちが孤立してしまっている人たちは結構多いはずなんですけど、そういった方たちがどういう方向に向かっていくかと言ったらば、やっぱり本当に自殺とか孤独死とかという、そういったほうに向かっていくような気がするんです。だからやっぱり、一人一人に寄り添った見守りというのは十分にやっていただければなと思いますけど。

○議長（小松則明君） 今のは答弁はいいですか。（「はい」の声あり）澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） それでは、2つ目は被災者コミュニティ形成事業についてお伺いいたします。

当初予算では1億3,500万円が計上されましたが、その事業内容としてコミュニティ支援員の配置とか、住民自治組織の立ち上げ支援など、コミュニティー支援の活動が町民に見えないという話を聞くんですが、どういう体制で何を取り組んできたのかを教えてください。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） コミュニティ支援員のお尋ねでございますけども、コミュニティ支援員という復興庁の制度を使って配置しているのは、我が町では地域コーディネーターというふうに呼んでいるわけなんですけれども、2月末現在でやめたりという方もいますので、9名を委嘱しているということになります。

実際どういう仕事しているかということなんですが、担当地区をそれぞれ持っていて、その課題解決の支援に従事しているということです。業務として具体的なものと

すると、これはいきなり地区に入って町全体のコミュニティーをとというのなかなか無理があるということがだんだんわかってきましたので、身の回りの小さなコミュニティーづくりから始めるという考え方に立ちまして、御近所レベルの課題解決。その課題解決の課題の発見と、それから解決していくためのお手伝いみたいなことをやっているということです。そのほか、コーディネーター会議というのを開きまして問題の共有をします。地区にはこういうものがあって、うちではこういう解決をしているのでこれは参考になるみたいなことを共有しています。それから成果発表、これは先ほど町長の答弁にありましたように18日が一番大きなものですが、これを発表するというのを願います。いわゆるノルマみたいな形ですね。課題として課しているということです。それから重要なのが、必要なスキルを身につけるための研修というものを8回やっています。そういったもので、地域コーディネーターとしてどういう活動をしていったらいいのか、効果的にこれからやっていくにはどうしたらいいのかということの研さんを積むというのが具体的な活動内容であります。

課題ということですが、その前に成果なんですけど、コミュニティーづくりというのは非常に息の長い取り組みにならざるを得ないということがありまして、初年度、今のままで具体的な成果がこれだということを量的に出すのはなかなか難しいんですけども、一番大きな成果は、そうやって地域で活動する人材の育成が始まっているというところだと思っております。

課題としましては、先ほどお話ありましたとおり、地域にその活動が認識されていないところはあるんですけども、これはやはりこれから、私どもの責任でもあるんですけども、その位置づけというものをより明確にしていく必要があるということでありまして、具体的にはこの人たちが役場から頼まれて、何か行政主導でやっているんだみたいに思われている節がどうもあるんだというところがありまして、そうではなくて、地域が自立的に立ち上がろうとするものの支援をしているというところで、その辺の意識づけというのをこれからやっていく必要があると感じているところであります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 研修は月に8回と言いましたか。まだ回っていないという、その地域にはまだ回っていないということですか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 地域にそれぞれ入って活動しています。全体で集まって研修をするのはこれまで8回やっているということです。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） では町出身の若い人たちよりも、ある程度年がいった町出身者のほうが気軽に話しやすいとかという人たちの声も聞くんですけど、その点についてどう評価されているのか。また、来年度そのままその人たちを再任するのか、また新たに再募集をかけるのか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） この地域コーディネーターは、公募で集めておりまして、ぜひそういう地域活動に参加をしたいという方がいれば、たまたま若い人ということになっていきますけども、若い人を募集しているわけでありませんで、ぜひ応募していただければと思っています。

体制については、これは先ほど申しましたとおり1年間で成果が出るものではありませんので、今お願いしている人たちに基本的には延長してもらおうかと思っています。地域に根差して、より認知度を高めていくということが必要であろうと思っています。

増員については、これから町方のまちづくりなんかが始まってまいりますので、その増員も必要であろうと思っておりますし、全体としては不足していると感じていますので、もう少し増員をしていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 私もそのようにやっぱり増員してやったほうがいいんじゃないかなと思っておりますので、その点よろしくお願いします。

それでは次に、住民自治組織の立ち上げ支援についてですけど、住民自治組織のこれまでの立ち上げ状況と今後の予定をお伺いします。その際に、実際に活動する役員が少ないんだとか、活動費が足りないとか、そういった課題はあったのか。あとそれから、自治会の会費が地域ごとに違うという話も聞いたこともありますが、人口がふえた地域では会を分割してもいいのではという、そういった声も聞きます。その平均的な会費とか、人数の大まかな基準をお持ちであれば教えてください。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 済みません、前後しますけども、会費の基準については具体的なものを持ち合わせているわけではございませんので、地区の実情

で決めていくということになるかと思えます。

それから、自治会のこれまでの立ち上げ状況なんですが、済みません、手元に正確なところがないんですが、既存の自治会を再開したところと新しく立ち上げたところと、それぞれありますが、今後の目標ということなんですけれども、自治組織の立ち上げ自体が目標で、その目標数値を持っているという考え方ではありませんので、その地域が必要であればその支援をしていくと。行政が主導で自治会をまず立ち上げようみたいな支援はなかなかとりづらい。地区によっても事情があるということがあるので、地区の立ち上がり状況でありますとか、住民の状況を見ながら、そこは場所場所に合った支援をしていきたいというふうに考えております。

それから活動費の負担の話ですが、活動費の負担も先ほど申し上げましたとおりその地区の実情によってということになりますので、こういった活動を地区でやっていくかによって決まってくるものですので、そこは住民の話し合いのコーディネートみたいなことは支援をしていきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） わかりました。

それでは3つ目、心の復興事業についてお伺いいたします。

被災者支援やコミュニティー活性化に寄与する事業者を公募し、実施する事業内容に当初予算では5,100万円を計上して、上限200万円、場合によっては上限150万円を加算できるともありましたけれど、今年度の実施件数と、その内容、それから1件当たりの平均予算についてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えいたします。

心の復興事業なんですけど、今34団体から申請がありまして、採択をされたのはそのうち28団体、総額で3,200万ということになっていて、最終的な数字というのはこれから実績を見て精査をされることになってますが、大体それぐらいの規模になります。ですから平均はちょっと割って見ないとということでもあります。

それからどういうことをやっているかということなんですけれども、被災者の心の復興に寄与する事業ということなんですけど、代表的なものを言いますと心身の健康維持であるとか生きがいがいづくりに資するものということで、例えば手仕事を通じた高齢者の地域間交流みたいなことをやったりとか、それから孤立化防止としましては、集会所施設

を使って映画を鑑賞して、皆さんで集まってもらって、そういうものであるとかですね、地域コミュニティの活性化の分野としては、サロン活動であるとか、地域包括ケアシステムに住民側として参加するような活動そのものを支援するとか、そういうことをやっております。あと、子供とか若者、子育て世代の居場所づくりということで、こども夢ハウスですか、個別の事業になってしまいますけども、そういう遊び場をつくったりとか、そういうところの活動を支援しているというのが代表的なものであります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） わかりました。

次年度に向けた事業のブラッシュアップを図り、新たなコミュニティ実現に向け、取り組みをさらに進めたいと答弁されておりましたけども、ここまで伺った今年度の活動を評価した上で、来年度の方向性についてお聞かせください。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えします。

基本的に今年度の取り組みを、繰り返しになりますが、息の長い取り組みであるということですから、枠組みは基本的に維持します。その上で今年度の反省を踏まえて新しいのをどうやっていくかということなんですが、これはこれから予算事業の中で精査をされていくことになるんですが、基本的な考え方として、先ほどありましたとおりの復興事業なんかを見てもそうなんですけど、いろいろな団体とのかかわりが生まれてきていて、これをコミュニティづくりに今後協働体制をとって一緒にやっていくという事業をつくりたいと思っています。ですから、協働の相手方を育成、育成といういろいろあるんですが、育ててですね、ともにそのコミュニティ活動をやっていくような施策をつくりたいと思っています。

それからことしの事業で、コミュニティづくりの目的というのはやっぱり地域空間、外に出たら楽しいことがあるよという地域空間をつくっていくということでもありますから、そういう部分ではことし若干取り組みをして好評だったのはコミュニティビジネスみたいなところがありますので、高齢者の方がコミュニティビジネスに参画をして、若干ではありますけど収入を得るような仕組みができればいいなというところとか、何かいろいろチャレンジをしてみたいという若者もいますから、そういうところの支援をするような体制をとればということもあります。これが2点目です。

それからやっぱり御近所づくりということでことしやってきたんですが、この取り組

みはさらに強化をしたいと思っています。これはやっぱり小さな実践の繰り返しでしか地域づくりができないということをやっぱり言われてますので、そこは地道にやっていきたいと。

大体その辺の3点を今考えているところですが、個別の事業については、先ほど申しましたとおり予算事業の中でちょっと精査をしていくと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 勉強不足でちょっとわからないところがあるので教えてください。来年度の当初予算ではコミュニティ形成事業に1億6,000万円が計上されていて、5事業というのが挙げられているんですけど、その中でコミュニティプレイス運營業務委託1,000万、コミュニティ形成事業業務委託1,300万、地域コミュニティ活動促進補助金5,250万というのは、具体的に何に使われているのか私ちょっとわからないので教えてくださいませんか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 今の3点なんですけども、1つはコミュニティプレイスの関係ですけど、これはコミュニティプレイス、東大の支援で、住友林業さんの支援で建てたコミュニティプレイスがあるわけですけど、あそこは中間支援組織として活用しております。これはNPOと行政をつなぐ中間支援組織となっておりますが、そこを育成しまして、先ほど申しましたとおり団体と行政の情報交換であるとか、補助金の関係の紹介であるとか、まちづくりに関する情報提供みたいなことをやっている。これは継続してやりたいということでありまして。

それからコミュニティ補助金の関係ですけど、これはさっきの心の復興事業と基本的には似たような部分もあるんですが、小さなコミュニティ活動に支援をしていける補助金というのを用意しています。ですから、先ほど自治会の活動の財源がというお話がありましたけども、こういうものには活用していただける予算です。自治会組織ができていなくても、サークル活動みたいなものを幅広く支援できますよという制度になっています。今年度はですね、なっています。

済みません、それともう1点、地域コミュニティ活動促進補助金は、地域コーディネーターの統括業務であるとか、その業務管理をするためのものでありまして、そこもコーディネーターの活動で今まで課題になっている部分、地域に行っているいろいろな悩みを抱えるとか、そういうところの相談体制を組織的に見ていくということで、そういう組

織をちょっとつくろうかなというところであります。

○議長（小松則明君） 澤山議員、予算の関係については予算委員会の部分でよろしくお願いたします。（「はい」の声あり） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 済みませんでした。

今聞いたもののまとめみたいなのでちょっと聞きたいことがあるんですけど、震災6年目を迎える今、被災者支援や心の復興には多額の国税が注ぎ込まれておりますけれど、町民の中では、震災前はどこの団体もボランティア活動で活動していたけど、震災後は簡単に、しかも決して少なくない予算がついている。それから、ほかの町民はそのイベントを開いても、元気な人がますます元気になるだけだという、そういった話をしておりました。イベントがたくさん行われる一方で、そういった場に出てこられない人も多くいらっしゃる。そういった場に出てこられない人たちというのは、人づき合いが苦手な方とか、高齢の男性、家族の介護などで外出できない方、そういった方々をたくさん見ておりますけれども、そのコミュニティーというのは、私は会話の中から生まれてくる信頼感なんじゃないかなと思うんですけど、もちろんイベントも本当に大事なんですけど、やっぱり一人一人の悩みに応じたきめ細やかな政策が必要なのではないかなと思います。本当の意味での心の復興とは何なのかというのは、やっぱり町民みんな考えていかなきゃないんじゃないかなと思いますけども、町長はどう思っていますか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） コミュニティーはすごく大事だと思います。確かにイベントということはありますけれども、決してイベントを開くことが目的ではないと思います。その段階でのさまざまな準備、それはすごく時間がかかることで、その中で先ほど議員言われたとおりの話がよくなるというところがすごく大事なことはないかなと。イベントをやるということではなくて、その中で仲間ができて、仲間と課題、問題を考えて、さまざまところにこれから出ていくということがすごく大事なことはないかなと思います。また、来られる町民の方々がいらっしゃいます。その町民の方々に次のイベントがあるときには広報をすとか、そういう取り組みこそがすごく大事なことはないかなと思います。震災によってコミュニティーが壊れてしまったということでもあります。心の復興ということで、模索はしてますけれども、しっかりと人と人をつなぐ、そういうことが今必要ではないかなと思います。多くのお金をかけるということになって

ますが、決してそれが捨て金にならないよう検証していくということもありますので、今年度は最初の年ですけれども、2年目、3年目、先ほどお話があったとおりブラッシュアップしていくということですから、しっかりと今回、18日にはどのような活動ができたのか、その振り返りも、団体とのやりとりがありますし、住民の方々についてはやはり笛を吹き太鼓をたたいて、出てこられない人が出てこられるような状況、イベントにかかわった人以外にも社会福祉協議会とかNPOとか大学とかという方々がいっぱいいらっしゃいますから、そういう方々から知恵をいただきながら、出てこられない人がどうにかして出てこれるような、そういう状況もつくってまいりたいと思います。とにかくコミュニティーの形成というのはすごく大事なことだと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 全くそのとおりです。私はさっきも言いましたけど、そのコミュニティーの原点というのはやっぱり会話だと思うんですよね。町長さんも私と同年だからちょっとわかると思いますけども、昔はゆいとりみたいなのがあったりとか、すぐお隣さんにしょうゆがないからちょっとしょうゆを貸してくれないかと、御近所さんに気軽に話ができるような状態になれば、やっぱりそこからコミュニティーというのがどんどんできてくるんじゃないかなと、私はそう思っているんですよ。だから、やっぱり一人一人話ができない人もたくさんおりますけど、やっぱり地域にはその班長さん、地域コーディネーターの方とか支援員さんもいますけれども、やっぱりそこには民生委員の方だったりとか町内会長さんだったりとか、自治会長さんだったり、その下に班長さんたちがいるわけなんですよ。だから、そういった方たちと連携をとって、やっぱり1人ずつに、1軒ずつ会話を交わしながらのコミュニティーづくりをしていったほうが、そこができていないと、やっぱりイベントを開いても、サロン活動をしたからといっても、私は空回りしているような感じがする。出てこられない人が多いわけだから。だからそこら辺をしっかりと支援していったほうがいいんじゃないかなと。さっきも答弁のほうにもありましたけど、「めげない」、「投げない」、「諦めない」の精神を持って一人一人の見守り、そしてそういった支援をしていただきたいなと思います。

それでは2点目の交流人口の拡大についての再質問をいたします。

今後数年間は三陸鉄道や三陸縦貫道の開通に始まり、2019年のラグビーワールドカップ、2020年は東京オリンピック、そして平成33年には震災から10年目という節目を迎えるわけですけど、これらの機会を的確に捉えて交流人口を拡大させることはすごく重要

だと思んですけど、先ほどの答弁では、行政の取り組みや観光産業関係の努力だけでは非常に難しいと述べられましたけれども、これについて何点かお聞きいたします。昨年の12月議会の一般質問で、三陸縦貫道や釜石のラグビーワールドカップの経済効果について同僚議員から質問が出されましたが、町はその経済効果を試算していないとのことでしたけど、その後試算はされたのでしょうか。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 昨年経済効果について質問をされておりましたけれども、現在に至ってもまだ経済効果の試算は行っていないというのが実情でございます。経済効果のほうなんですけども、基本的に産業関連表というものがあまして、通常でいきますと国内の経済において、町であれば町内の経済において一定期間、1年ということになるんですけども、その部分での産業ごとの再生、販売等の取引額等を指標にあらわすものであまして、すぐすぐ単純にということとはなかなか厳しい状況ですので、まだ行っていないという状況にあります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 2年というのは本当にあつという間なんですけど、このワールドカップというのは人口拡大のチャンス、本当にすごいチャンスだと思うんですけど、やっぱりその歴史、文化、自然、食とか大槌の魅力を知ってもらって、その情報を発信できる本当いいチャンスだと思うので、すぐやったほうがいいんじゃないかなと私は思います。

では、次に観光物産協会についてお伺いします。

観光物産協会、現在は役場の中にありますが、今後のあり方についての方針は決まっているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 町長の方針演説の中でも述べておりますけども、まだまだ再構築のほうには、事務局を担う人材や資金の不足などを解決する必要がございます。担当課としても、本来あるべき姿を実現するために粘り強く頑張っていきたいとは思っておりますけども、まだまだすぐ事務局のほうに移管できるかというところできくと、なかなか今難しい状況であるということになっております。ただ、いざ事務局を移管するに当たっても、やっぱりその事務局になる人材がかなり大切になってくると思いますので、そういう人材も含めて、一緒に移管のときにできれば一番いい方向に進むのでは

ないかと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） そこにプロフェッショナルなるものを置くという考え方はありますか。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 前も、観光物産協会があったときに事務局を担っていた方々がいました。過去で、震災前でいきますと、その方がいろんな事業等を立ち上げながらいろいろやっておりましたけども、確かに大槌町、これからという、観光というところになりますけれども、ある程度町を知っている方、なおかつその情熱のある方というのを雇用しながら、観光物産協会の事務局を担っていただく形で活動を推進していければいいと思っておりますので、そういう方を今後採用するような形にできればと思っていますところでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 他市町村では、観光物産協会に限らず商工会や震災後に新しくできたまちづくり会社などが中心になって力を発揮しているところもあると聞きます。震災から6年を迎える今、大槌町では観光案内の窓口と呼べる場所がなかったり、町の観光を十分に担うことができる組織体制も確立されてないということですよね。全国的な人材不足の中に、ないものねだりしても仕方ありません。観光物産協会や商工会、まちづくり会社など、今ある組織や人材を最大限に生かすことが必要じゃないかなと私は思いますけれども。やっぱり組織体制は早急に確立するべきだと思いますが、今後の方針をお聞かせください。

○議長（小松則明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（伊藤幸人君） 観光物産協会の総会の中でもいろいろ役員の方々とお話をしておりますけれども、すぐすぐ過去みたいに、震災前みたいに商工会が担うかという、なかなか今、今の現実ではまだ難しいという状況にあります。ただ、過去にやっていた商工会のほうでは、今後ある程度町ができた後では、観光物産協会も自分たちでやりたいという意向はあるようですので、その辺もあわせて今後協議のほうさせていただければと思っております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 答弁の中には地域の総合力とありましたけれども、地域の力は

十分にあると私は感じています。震災後の大槌町では、復興まちづくりについて数多くの話し合いが開かれたり、町民や有識者の意見は十分に出し尽くされたんじゃないかなと認識しておりますけれども、町の観光や魅力についても多くの意見が出されましたが、それらの意見をまとめて具体的な政策に結びつけることが行政の役割だと思えます。住民に地域力を求めるのであれば、まずは行政やその観光産業関係者がやるべきことをやって本気度を示すことが必要なのではないでしょうか。町民の中には大槌町の観光はだめだと言う人が、残念ながら少なくはありません。行政や観光産業関係者の課題をどう捉えているのかお伺いします。人数不足なのか能力不足なのか、それともやる気不足なのかなと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） やる気不足だと思ってはいないんですが、ただ、今復興の途中でもあります。体制の作り方がまず一番大事だというふうには思っております。それにはやっぱりこういったことは人にかかるんだろうなというところがあって、そういったのを人選しながら早急にそういった部分に対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 私は、大槌町にはすばらしい観光資源がたくさんあって、まだまだ眠っている観光資源があると思うんですけど、まず、私の考えなんですけど、旧役場庁舎について伺います。旧役場庁舎も明らかにこの大槌の特色の1つだと思います。町長は、施政方針演説の中では、旧役場庁舎の解体後の跡地の利用計画をあわせて提案していくと述べておりましたけども、町民や議会はさらなる熟慮の時間とかある程度一定の時間とかを求めていますけども、旧役場庁舎を保存した場合の利活用を同時に示すべきだと思いますが、町長の見解をお願いします。

○議長（小松則明君） 澤山議員。今の庁舎の問題は交流人口の問題と関連しますか。

（「はい、そうです」の声あり）わかりました。産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） 旧役場庁舎の関係ですが、観光の担当部局としては、現在、旧役場庁舎の取り扱いについては町民の意見も分かれているという状況で、議会でもさまざま議論が行われている。その中で、熟成されてから結論を出すべきだということになっていますので、現在、我々のほうでは、旧役場庁舎を観光面として利用することは考えてはございません。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 私は教育の場として、修学旅行の子供たちだったりとか、今から起きるであろう災害、世界各国で災害が起きるんですけど、その方たちに対してここを見てもらって教育、防災教訓の徹底した町というふうな売りでもいいのかなと思って聞きました。

それでは定住人口に関連して、住宅建設補助金の100万円についてのことなんですけど、交流人口やその定住人口の拡大にも影響を及ぼすという観点から聞きたいんですよ。

私はごく単純な質問をいたしますけど、町の頭脳である役場の幹部の方たちが集まって検討した結果だと思うんですけど、私は何でばらまきだけしか思いつかなかったのかということと……

○議長（小松則明君） それはちょっと、澤山議員、質問内容……

○3番（澤山美恵子君） はい、じゃあいいです。

まずその100万円のことについては、やっぱり不公平感のある制度です。疑問の多い政策ではなくて、そのお金をむしろこの産業振興とか教育とか福祉とか交流人口の拡大など、生きたお金の使い方をしたほうがいいのではないかという私の考え方でした。

○議長（小松則明君） 答弁は。

○3番（澤山美恵子君） いいです。

では、29年度当初予算に計上されて、町長が最も効果的と考えて予算措置した交流人口の拡大を目指す目玉事業は何かお聞きいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 交流人口の拡大に関する目玉事業という話なんですけど、先ほど申し上げました観光事業につきましては、観光資源PR事業ということで、これまでばらばらになっていた事業を統合、集約しまして、観光資源として発信する、PRをより強くするという形になりますし、定住施策の関係につきましては、UIターン総合事業が今年度からスタートしたということもありますので、これらを集約して、窓口としてもっと積極的に打って出るような方策を、今事業として考えているというところでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 三陸海岸のいずれの市町村も、自然的な地理的条件の中で育まれてきた風土とか文化というのは大体同じような条件ではないかと思えます。だから、これからは三陸縦貫道が完成した際に、現状ではこのインターをおりてわざわざこの大

槌の町に訪れるとは考えにくく、復興が終わればやがてはこの大槌町が忘れ去られて衰退した町になるのではないかと、私は不安に思っています。やはり他市町村と何かが違うと言われるような、見る、食べる、学ぶ、そして体験の創出が必要ではないかと思えます。やっぱり春夏秋冬どの季節にも来ていただく。単発のことだけでなく、来ていただいたら大槌の魅力を満載に知ってもらって、そして何度もこの大槌に足を運びたいという大槌のまちづくりをしていかなければならないと思えますので、その点はよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君の質問を終結いたします。

11時5分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時54分

○

再 開 午前11時05分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。御登壇願います。

○1番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

その前に、東日本大震災から6年もの年月が流れようとしておりますが、ここに来て、住宅再建の風景が見え始めてはいるものの、いまだに不自由な仮設生活をされている方のことを思うと素直に喜べない部分もあります。とはいえ、ここまで復興が進んできたのも、これまで全国各地から応援をいただいた職員の方々の御協力があったからこそと感じているところでございます。地元職員とタックを組んで、不慣れな土地での生活、仕事はさぞかし大変だったろうと思います。この3月で派遣の職を解かれる皆様も含めまして、改めて感謝いたしたいと思えます。本当にありがとうございました。そして、同じくこの3月で退職される職員の方々も、長い間大槌町のために御尽力いただいたことに対してお礼を申し上げたいと思えます。ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、通告文に従いまして一般質問に入らせていただきます。

大きな一つ目として、今後の住宅再建に向けた課題と取り組みについてでございます。東日本大震災から間もなく6年もの長い時間がたとうとしています。震災直後は絶望

に打ちひしがれ、今なお心に深い傷を負ったままの人も多くいる中、時間の経過とともに、何とか立ち直ろうと、事業や住宅等の再建のために、面整備を待ち望んでいる人もいます。しかしながら、復興事業のおくれとともに大槌を離れていったという声も数多く聞きます。ここに来てやっと面整備の進捗が見えてきたところですが、現時点での事業進捗状況や、今後住宅再建が進んでいくに従って想定される課題について伺います。

一つ目、防災集団移転事業や土地区画整理事業等において、既に住宅再建が完了している地域もあれば、まだ、高台移転のための樹木伐採すら終わっていない地域があります。このような事業の進捗に格差が生まれた原因をどのように捉え、どこに問題があったと考えているか伺います。

二つ目に、今後の対応、特に復興事業として数年単位でおくれているこれらの地区の今後の事業のスピード加速のために、どのような方策を持っているか伺います。

三つ目に、住宅再建が進む中で、土地取得費用補助や、住宅再建費用補助、土地境界での面整備、あるいは、地盤強度差による再建費用の格差が発生していないか伺います。

大きな二つ目として、公立保育所のあり方についてでございます。今後の大槌町の発展のためには、従来にも増して教育環境の充実が必要となってきます。昨年は待ちに待った小中一貫校としての大槌学園校舎が完成し、子供たちの新たな教育環境として整備が完了したところです。中でも、郷土愛や生きる力を身につけるために創設されたふるさと科は、地域住民の理解と協力があって育まれるもので、まさに学校と地域の協働による子育て環境の創造と言えると思います。一方、就学前の子供たちの受け入れ環境としての幼稚園や保育所は、子育て環境の必要性とともに働く親御さんたちにとっても、家庭の家計を支えるための就労環境整備のためにも重要な施設となっています。また、そのことは、大槌町としても就労者がふえることにつながり、大槌の活力増進ともなります。このように、幼稚園や保育所、特に保育所は子供を長い時間預けて働くことができる重要な施設であり、大槌町としても今後どのように運営を支えていくかが重要になってきます。

そこで、今後の保育所のあり方、特に、公立保育所のあり方について伺います。

一つ目、これまでの、大槌町内の保育所のあり方を振り返ったとき、町立としての保育所にはどのような役割と責任があったと考えているか伺います。

二つ目、広報おおつちの1月号で平成29年度の新入園児の募集がありましたが、平成29年度末時点での安渡保育所の在園児への対応について伺います。また、大槌町として

平成30年度以降の保育環境はどうあるべきと考えているかについてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今後の住宅再建に向けた課題と取り組みについてお答えをいたします。防災集団移転や土地区画整理事業の進捗格差と格差の生じた原因と問題について、まず、進捗格差については、議員御指摘のとおり、土地区画整理事業や防集事業などの基盤整備の進捗状況は地区によって差が生じております。具体的には、28年度末までに見込まれる土地区画整理事業の使用収益開始率は、町方が約68%、安渡が約18%、赤浜が約45%、吉里吉里が約71%となっております。また、防集事業につきましては、町方とその周辺の寺野・臼澤、沢山地区などを加えた地区では約71%、安渡地区では約35%、赤浜地区では約51%、吉里吉里・浪板地区では100%の進捗率となっております。

このように、地区によって進捗に格差が生じており、特に安渡、赤浜地区では、他地区よりおくれている状況にありますが、その要因としては、一つに用地買収に時間を要したこと、二つに用地買収が困難な場合は計画を見直しせざるを得なかったこと、三つに埋蔵文化財調査に時間を要したこと、四つに換地計画を作成するための合意形成に時間を要したこと、五つに背後に山が接近しており切り土工事や盛り土工事などの土工事に時間を要したこと、六つに地盤改良が必要な範囲が想定より広がったことなどが挙げられます。

次に、復興事業がおくれている地区の今後の事業スピード加速のための方策についてですが、これまでまちづくり懇談会などの場で基盤整備のおくれについて多くの御指摘をいただき、町としてもこれ以上のおくれが生じないように工事の進捗管理を厳重に行いながら事業を進めております。その結果、おおむね見込んだとおり事業が進んでおり、28年度末では土地区画整理事業は約60%、防集事業は約73%の宅地が完成する予定であります。さらに、29年度末までには土地区画整理事業は約99%、防集事業は約97%が完成する見込みであります。議員御指摘のように、当初の計画から数年単位でおくれている地区もございますが、1日も早い完成に向けて、資材や人員の調達、効率的な工事展開などについて、施工業者と綿密に調整するとともに、町内外の関係機関との協議調整を図ってまいります。

次に、土地取得費用補助や住宅再建費用補助による再建費用の格差についてですが、

本事業制度の目的については、土地区画整理地内の空き地の有効活用を通じて、市街地の形成や定住を促進するとともに、地域の活性化を図る目的として、町民やUIターン者の住宅再建を促進することにより中心部の密度を上げていこうという取り組みであります。このため、被災者支援の各種補助金との公平性など、本補助事業の政策目的に合致しない住宅再建手法との差異が生じることについては、本補助事業の政策目的が空き地の解消と市街地活性化であり、住宅再建支援金の上乗せではなく、政策目的の違いによるものであると考えるところであります。

次に、土地区画整理事業や防集事業の土地境界でののり面についてですが、大槌町震災復興事業宅地整備基準の規定に基づいて整備を行ってきており、高低差1メートル未満ののり面に擁壁を整備する場合は自己負担をお願いしております。また、地盤の強度については、宅地ごとに盛り土の地盤では2カ所、切り土の地盤では1カ所、擁壁の埋め戻し地盤では1カ所で地盤調査を行い、30キロニュートン以上あることを確認しております。この値は1平方メートル当たり約3トンの重さに耐えることができる強度で一般的な戸建て木造の2階建て住宅が、地盤補強なしに通常的基础で建築することができるものであります。これらのルールや基準に基づいて公平に土地の引き渡しを行っておりますが、地権者の方々の個別の事情などにより必要な費用負担が生じていることは認識をしております。

次に、公立保育所のあり方についてお答えをいたします。

町立保育所は民間保育所と同様、町内の共稼ぎ世帯や疾病等の理由により乳幼児の保育を必要とする保護者に対し、安心して預けられる保育環境を提供するとともに、障がい児保育などの特別保育事業にも取り組んできたところであり、これまで町立保育所は町の公的機関としてその役割と責任を果たしてきたところであります。しかし、大槌町も全国同様急速な少子化の進行の中、安定的な保育環境の維持継続のため、平成19年3月の金沢保育所の廃止からこれまで町立の3カ所の保育所と、2カ所の児童館を廃止、統合してきたところであります。

次に、町立安渡保育所についてですが、昨年12月の議会全員協議会において、安渡保育所については、平成29年度末をもって廃止する方向で検討している旨御報告させていただいたところであります。その後、安渡保育所の保護者会へも説明会をこれまで3回開催し、町の現在の乳幼児数や保育所、幼稚園の入園状況や廃止に至った経緯を説明させていただいたところであります。保護者からの声としては、存続してほしい旨の声を

多くいただいたところですが、将来の町の乳幼児数の動向やこども園化や特別保育事業の充実など、教育・保育施設環境を充実していく必要性、さらに、従事者、専門職である保育士不足の状況等を総合的に勘案し、平成29年度末をもって町立安渡保育所は廃止したい意向を保護者へお伝えしたところであります。なお、平成29年度におきましては、常勤保育士3名の確保の見込みが立ったことから、これまでの保育時間を短縮した時間帯で現在の在園児を対象に保育を継続することとしたところであり、昨日急遽保護者の皆様へお知らせを行ったところであります。

また、平成30年度以降につきましては、安渡保育所は廃止の方向で検討していることから、幼稚園1カ所、保育所4カ所、こども園1カ所による保育環境により、保護者の教育・保育ニーズに対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それでは答弁いただいた順に再質問に入らせていただきます。

まず今後の住宅再建に向けた課題と取り組みについてでございますけれども、震災から6年が経過したということで、冒頭の質問でも申しましたけれども、面整備も完了して住宅再建を終えた人もいれば、防集団地造成のための樹木の伐採さえ終わっていない地域もあるというかなりの格差が生じているところでございます。

今、御答弁いただいたようにいろいろな理由はあるかと思えますけれども、ここまでおくれる前に、途中で難易度が見えてきた時点でおこなわれている場所の重点推進策とか、あるいは代替地の検討とか、方向転換はできなかったんでしょうか。6年もたつて、まだ造成地の伐採さえ終わっていないという結果を見たときに、この6年の間に、ほかに何かやりようがなかったのかっていう方向転換の議論はなかったのか、その辺のところ伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この用地買収についてはかなり、特に安渡、赤浜地区では難航しておりまして、まず一つは公図が整理されていなくてなかなか地権者がよくわからなかったりですね、あとは、江戸時代からの登記がそのまま残っていたりしてですね、これについてはそれを克服するために、国のほうにも働きかけをいたしまして、復興庁でも加速化ということで、土地収用法の適用ができるような仕組みをつくっていただいで進めています。もともと防災集団移転促進事業が、公共事業とはいえ、任意事業ですので、何もそういった公的な力を発揮することができないという中での造成計画でした。

また、安渡地区古学校団地ですが、例えばこれについても、他地区に統合しようといろいろ申し込み者ともお話したんですが、やはりどうしてもそこがいいということがあって、今現在、その戸数をきちっと確保して、おくれてはおりますが必ず造成していきたい考えでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 例えば古学校地区の団地なんですけども、そこを希望している人もここまでおくれるとは思っていなかったんだと思います。とは言いながら、一旦申し込んだところでもあるし、自分の生まれ育った土地でもあるので、6年もたつてはいいながらも、まだ諦めないでもとの場所に住みたいということで待ち望んでいます。そういった場所が、まだ樹木の伐採さえ終わってないという状況にあります。

答弁の中でもありましたけども、これ以上おくれないように工事の管理をしっかりして加速化するという事なんですけども、こういった状況っていうのは、今まで計画の変更がなされるたびに、何度も同じような説明を聞かされてきたような気がします。

ここに来て6年も経ってまだ全く手つかずのところがあるという状況を踏まえたときに、一方で、もう再建も既に終わっているという開きがある中で、これだけおくれるところに対する、町としての重点的な労力なり資材なりの投入、施策というのは考えられないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これもちょっと悪循環なところがあるんですが、見直すということによって計画変更して、そうすると設計にまた6カ月ぐらいかかったりしてまたおくれるということで、今回最終的にこの年度になりますよっていうことでおくれるということを確認した上で、この場所ということになっております。鋭意そこは努力したいのですが、それには逆に言うと工事用の進入路である仮設道路の建設の用地の承諾がなかなか得られなかったりですね、前段階があります。

それから実際切り土に入ってからですが、山を片切するものですから、それを一気にですね、オープン掘削のようにやるわけにいかないんで、ある程度もうこれについては、できるだけ早めるという工程で組んでこの状態だということを御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 伐採のための仮設道路すらなかなかできなくて、つい最近やっ

とできたっていう状況も現場を見てよくわかりますけれども、その施工方法の難しさってというのは、今私よくわかりませんが、ここまでおくれたところに対して今どきの技術ですから、やりにくさはあるでしょうけれども、いろんな英知を結集して、今引いてある工程、最終的にでき上がっている工程があってそのとおりにとはできそうだというのはいいんですけれども、ここまでおけているということを考慮してさらに加速してもらいたいということを強く望みます。

これ以上の格差が広がらないように、まさに再建できるかどうか、その時期のこれだけの開きがあるというのは、まさに住民にとっては格差として捉えていると思いますので、そういう差が余り生じないように、これから縮めていくように、当局の御尽力のほうをお願いしたいと思います。

それから、同じくその格差という視点で見たときの細かい話なんですけども、土地の取得・再建の事業が民間の間でもどんどん進んでおります。今質問の中でも申し上げましたけれども、よく言われるのり面問題、これも基準として決まっているんでしょうけれども、一般の住民、実際にそこに住もうと思って手をかける人間でなければなかなか気づかないところで、実際土地を与えられて、のり面にこういう問題があったのかと。議会でも、今まで何度か取り上げてきましたけども、一般の人たちの中にはなかなかその辺の理解がされてない、浸透されてないというところでよく不満の声を聞きます。

例えば、70坪ほどの土地を与えられても、全面4面を擁壁で囲まれると70坪使えるんだけれども、1メートル近い段差があると、約1割以上が実際のり面で使えなくなってしまう。同じ70坪でありながら片方は70坪使える、片方は実質60坪程度しか使えないというような不満をよく聞きます。

あるいは最近の例ですと、地盤改良の話ですけれども、御説明にあったとおり、地盤強度についてはある程度基準を設けていると。1平方メートル当たり約3トンの荷重に耐えられると、一般的な木造の2階建て住宅が建てられますよという説明を今までも住民説明会の中で何度か聞いてきました。これを聞いた人は、まず、鉄筋コンクリート造りとか、3階建ての建物は多分建てられないだろうと、一般的な木造住宅であれば2階建てで建てられるなということで理解して建てているんだと思います。ところが、ハウスメーカーによって、同じハウスメーカーでありながら、ある土地では地盤強度補強をしないで建てられる、あるいはある土地では木造2階建てでありながら、地盤強度補強をしないと建てられないという事例があったように伺ってますけども、そういった

実態を把握されてますでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これはメーカー住宅にかぎってなんですが、メーカー住宅では10年間の瑕疵担保というのをつけてまして、その10年の瑕疵担保のさらに保険というのを掛ける上で地盤改良を求める、要するに、一般的な住宅であれば十分建つ強度ですけど、逆に10年保証でメーカー側は瑕疵担保を負わないために、さらにその強度を上げるということを要求されたというような事例は聞いてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そういった事情は、多分一般の人はわからないんですよ。

そのハウスメーカーを決めるにしても、自分で家を建てるにしても、町のほうでは鉄筋コンクリートはだめだ、3階はだめだ、木造なら2階建てで建てられますよ、だからこういうメーカーを選んで設計して契約して建てようと思った。ところが、地盤が弱いと言われて建てられないと、そういった事情っていうのは、一般町民では理解できないと思います。とはいえ、1平方メートル当たり3トンの重さに耐えられるというような基準は基準であると、それはクリアしてるんだと、その間をどう埋めるかっていうところが一つ考えてもいいところじゃないかなと思います。そういう適合しなかったところには補強費用が発生する。その補強費用を木造であれば負担するとかという考え方が一つあるのかなと思いますし、もし例えばそういうものができないにしても、先ほどのり面整備と同じように必要な処置については他との格差があるので、一部補助をするとか、満遍なく一律に補強が必要なところも補強が必要ないところも補助するんじゃないかと、補強が必要なところには、かかった費用の何割かを補助するとかですね、そういったことも考えていってもいいんじゃないかなと思うんですけども、これからの予算のつけ方として、そういう見直しの可能性があるのかどうか、できるのかどうかっていうところの御答弁いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） いわゆる住宅再建支援策の拡充という観点でお話させていただきます。

当町におきましては、平成24年度にですね、独自の住宅再建支援策として、最初に150万円設定いたしました。それから平成25年度に50万上乘せして、200万にいたしました。それから平成28年度から30万上乘せいたしまして、230万にいたしました。

このように上げていった理由はですね、この個人の方々が再建していく過程の中で、いろいろな個々個々に抱えてる問題が確かに違いますので、そういった問題を町として最大限支援していくということで、230万円をですね、今まで、今までというか、230万までですね、当町としては、住宅再建支援策として、今、補助金として支出しているわけでございます。

先日もですね、基金の使途については、皆様には、全員協議会でちょっと御説明いたしました、既に住宅再建支援策として58億円ほどですね、今、住宅再建支援策には振り向けております。この配分の中で調整できるのであればそれは検討し得ることができますが、ただ、もう既にですね、住宅再建めど戸数でですね、230万とか利子補給とかを設定しておりますので、今のところですね、申しわけございませんが、追加の支援策としてはその配分額の見直しをしない限り、検討する余地がちょっとございませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 状況はわかりますけれども、やっぱり、個人の立場に立ってみると、木造で2階建てを建てられますよって言われて建てた、実は補強が必要でさらに追加で100万近い金がかかってしまうというような状況を考えると、何がしかの見直しをやってもいいのかなど。今の話だと全くだめなわけじゃなくて、再編することによって可能性はないことはないっていうふうに受けとめました。引き続きこの辺のところは検討いただきたいと思えます。

次に、空き地バンク制度を活用した土地の取得についてですけども、この件についてはきのうから今日まで含めて4人の議員の中で、いろんな質問が出されましたので、深く質問はしませんけれども、副町長のほうからも、この制度については再度見直しを行うというふうに明言いただきましたので、その見直しをするに当たって、我々ももう一度熟慮するに当たって、確認したい点が何点かございますので、そういった視点で質問させていただきます。

まず、根本的なところの確認なんですけども今回の支援制度っていうのは被災者支援じゃないんだと、被災者への公平性を重視した支援制度ではなくて、あくまでも今ある空き地、見える化によって空き地が見えてきたので、その空き地を解消するための施策だっという御説明があったんですけど、そういう理解で間違いはないでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） そのような理解で間違いないと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そうしますと、今空き地になっているところに、何とか補助金を出して人を誘導しようとする施策なわけですし、今建ってる人はそうすると受け取れないということになるのかというと、きのうの答弁ではそうでもないような答弁ありましたけども、今、既に建っている家、空き地ではないところに対しては支給されるのかどうかという点はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 現在、住宅を建てている方とかですね、建てられるという方につきましては、制度を施行する時期がもし早ければ、同じように条件に該当した方という方でございますので、その方については、遡及することを検討いたします。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そういう考え方で、今の制度に適用させた場合、遡及で支払うということなんですが、例えばそういったところが一般の人にはなかなか理解できないんだと思うんですね。

空白を埋めるための施策だと言いながら、実はその結果だけ見ると、その空白でないところにも支給されるというような、何ていいますか、不公平さを感じてしまうっていうところにも、まずこの制度のちょっと不具合があるんじゃないかなと。不具合なのか説明不足なのかっていうところなのかもしれませんけども、そういった視点でも再度この仕組みについては議論をしていきたいなと思っています。

そういった中で、中心市街地の空白を解消するための施策でもあるということなんですけども、ちょっと1点気になったのは、災害危険区域ではないけれども、そこで被災した人に対する補助のあり方として、既にある補助のあり方として、区画整理地以外に土地を購入して再建するという場合には、利子補給で最大、土地建物で506万円の利子補給がありますと。同じく災害危険区域以外で被災して、区画整理地内に土地を購入して再建する人は、補助額が663万円と。ここで、同じ区画整理の中に建てる建てないで、157万円の差が生じています。今回の制度を適用すると、さらにその人たちが土地建物を購入すると200万円上乗せされるっていうことは、357万、360万円くらいの差がそこで生じてしまう。

まず、今の制度として既に区画整理の中に建てるか建てないかで157万円の差がある

にもかかわらず、さらにそれに上乗せして200万円乗っかるっていうのは、何かその制度の二重取りっていいですかね、そういうふうに見えるんですけども、この辺はどう解釈したらよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えをいたします。

私からは、区画整理地内に土地を購入して再建する場合とか、区画整理地以外に土地を購入して再建する場合の利子補給の差の部分についてお答えをいたしますけれども、これは防集事業、がけ近事業に合わせて利子補給の額を合わせたという時期がありまして、平成25年だと思いますけれども、そのときに、これは事業地の活用というのを目的にしておりますので、事業が入っていないところについてはそのシミュレーションをした結果で大体300万ぐらいの利子補給額があればいいであろうということで決めています。

一方で区画整理につきましては防集とか均等性をとったというふうな制度設計だと承知しておりますので、そういった事業目的による差だということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今の説明を聞いてもなかなかすっとは理解しにくいところがあります。これはまして、こういうところに今まで関心のない一般の住民の方々にするとなかなか理解できないところだと思います。

ですからまさにきのう議論があったように、この件についてはじっくりともう一度考え直して、この制度自体は有効な施策だと思いますけれども、これをいかに公平感を持つ、あるいは納得感のある制度だということを理解することが重要なんだと思いますので、その辺のところにエネルギーを注いでいきたいなというふうに思います。御協力をお願いいたします。

それから、保育所のあり方についてですけども、答弁書の中で、よくわからないところで、これまで少子化が進んできたので、ほかの地域も町立保育所3カ所、児童館等2カ所の廃止を順次やってきたと。だから安渡保育所も廃止するということではないと思うんですけども、この順次廃止してきたということと、今回安渡保育所の廃止案を出したという、その関連性について御説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 今回の安渡保育所につきましては、今のさまざまな事情を考慮して廃止に至っております。震災以前につきましては、安渡保育所につきましては、保育所再編計画の中で、廃止統合というお話が出ておりました。今回はそういった再編計画の変更という形で、29年度末をもって廃止したい意向だということで、お伝えしておるところでございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ちょっとすっきりした答えじゃないんですけども、この安渡保育所に関しては、まず存在意味っていう意味で、存在価値、必要性っていう目で見ると、いろんな見方ができると思うんですけども、まず、保護者自体の反応はどうか。答弁の中で、保護者から残してほしいという声があったという話もありましたけれども、保護者としては、安渡保育所っていうのはあってもなくてもいいんだよ、必要ないんだよっていう意見なのか、あるいは存続してほしい、必要だと言っているのか。まず実際に活用している、利用している保護者自体のお考えっていうのはどういうふうに捉えていますか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 保護者さんの声としては、町長の答弁でも述べましたとおり、存続してほしいという方が多くいらっしゃいました。その中で、具体的には安渡保育所で卒園させたいとか、あとは今の保育士さん方にきめ細かく対応していただいているというお褒めの言葉もいただいております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 私も以前保護者と保育士との懇談会にも出席させていただいたことあるんですけども、やっぱり保護者は、また保護者側としても、保育士に対して絶対的な信頼を持っていて、安渡保育所に対する安心感というのをすごく感じました。一方で、保育士のほうも子育ての仕事に関しては、非常に誇りと満足感を感じてまして、非常にやりがいのある仕事だっというふうな意見を出されたのを記憶しております。

両者の関係はもう本当に極めて良好な関係だと思います。こういった施設っていうのは、もしできるのであればぜひ存続させていければなというふうに考えております。

一方で、保護者と保育士、あるいは保護者と保育所という関係以外のところでいろんな見方をしてみると、例えば地域とのかかわりという見方をすると、安渡地区でありますと、今は寺野に仮設として運営してますけれども、当初は安渡小学校の跡地、新しく

できた公民館の跡地の一角を使って、保育所として建設しようというスペースを確保するということまで町当局との話し合いを進めてきた経緯もあります。

そういった場所に建設できると、あそこは高台にありますんで、子供たちにとっても安心安全な場所だと、保護者にとっても安心して預けられる場所だということで、水産加工場、あの辺に大分建ってきましたけれども、水産加工場の代表者の方々とお話をしても、これから安渡の地に、あるいは赤浜の地に人が集まってきたときに、若い人を採用するに当たって、保育環境として高台の安心して預けられる場所にそういったものがあると企業としても非常にやりやすいという声を伺ったことがあります。

一部の事業所では事業所内保育を検討したところもあるようですけども、やはり事業所内保育だと、自分の力でそういった運営をするのは難しいということで、安渡保育所、公立の保育所に期待するという声大きいという経緯がございます。

そういった意味からも、地場の水産加工業を発展させるという視点から、新しい若い労働者を確保して、産業を起こすという視点から見た場合も、安渡にできる保育所ってというのは重要な役割を果たすのではないかと思うんですけども、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） おっしゃることは、理解できます。

安渡保育所を残すつもりでいけば、どこに建てるかっていう、今仮設ですから、そういった場合にあれば戦略的な建て方というのはあるんだろうと思います。ただ、現状を見た場合に、どうやって我々はこれからの持続可能な保育環境を整えていくか、そういう視点から考えていく、今回そういう話をしているという状況はございます。

実際震災前にですね、民間に移管するということで、存続はするけれども民間に委託するというような流れできました。ただ震災でそれは途中でとまったわけなんですけど、その後事情が変わったのは、もともと600人近くいた子供の数がですね、今450人ぐらい、400人ぐらいですね、急激に減ってるという部分がございます。そういった中でいくと、今現在その保育所のほうについてはまだ充足しているところもあります。ただ、幼稚園もあわせてみるとですね、実際は定員の7割ぐらいしか児童がないという状況がございます。そういった中で、公立をずっと続けていく場合にですね、ほかの園についても、そこら辺の経営がどうなっていくのか、そういった部分があって、それから人材が不足してそれを取り合うような状況になったり、そういったことになっていますから、そこ

ら辺を総体的に考えてやっているというところでございます。

確かに、安渡保育所を存続してやる場合であれば、そういった部分で戦略的にやることは考えられますが、現状から考えれば、そういった状況で判断せざるを得ないという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 今の公立保育所以外のところで数合わせをしてみると、既存の保育所あるいは幼稚園で吸収できるだけの数のバランスになるということだろうと思うんですけども、大槌の土地を考えたときに、今まで中心に人が多く集中していた状況からまた変わって、いろんなところに小さな集落ができていているという状況にあります。

そういった中で、町全体を見渡してみると、吉里吉里地区にも幼稚園や保育所は存在すると、町方のほうにも中心市街地はなかなか津波の記憶があるんで建ちにくいんだろうと思いますけども周辺にはそれぞれ小槌川沿い、大槌川沿いに幼稚園や保育所はあると。そういった中で、町全体を見渡すと例えば安渡・赤浜地区についてはそういった施設がなくなると。その居住者の人口のバランスとかですね、本来であれば私立でそういった場所に保育所なり何なりがあればいいんでしょうけれども、そういったところを補完できないというところに建設する、あるいはそこに保育施設を設けるっていうのは、できるのはまさに私立ではなくて公立だからこそ、住民の福利厚生の一環として公であるがゆえにできる施策ではないかなと思います。

町全体のバランスを見た点での必要性というのを深く感じるところですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 先ほど副町長が申しましたとおり、さまざまな町の取り組み、子供の数の状況、あと事業所の運営への影響、そういったところも加味しまして安渡保育所廃止ということで検討しているところでございます。

今ある既存の保育所、幼稚園が運営していく中で、特別保育事業ですとか、そういった保育事業を充実することで、保護者さんの利便性を図ってまいりたいと考えております。

安渡保育所、地域性を考慮しての配置ということもありますが、やはり、その前に保育内容の充実というところを前に推し進めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 地域性よりもその保育の重要性ということなんですけども、両方大事だと思うんですね。

地域性っていうところで保育の内容、まさにそういう視点でも、公立の保育施設として町の私立の保育所や幼稚園を誘導できるようなリーダーシップをとれるような、まさに公立でなければできないような保育運営施設っていうあり方もあるんじゃないかなと思います。私立は私立で恐らく私立独自の特性を持たせた、例えば昔であると裸足教育であるとか、寒風摩擦教育であるとか、あるいは地域との交流を持たせるとかっていう形で、独自性を持たせて活動しているところもありますけれども、公立であるがゆえに、全体を見渡して運営しなければいけないという視点もあるんじゃないかなというふうに思います。

地域性に関しては、近くにこういう保育所があるとその地域自体のにぎわいを戻しますし、例えば安渡地区で言いますと、町長も御存じだと思いますけど先般も新年会等で今寺野の地にはありますけれども、新年会の場にわざわざ安渡保育所がお祝いのために駆けつけてくれるというような良好な関係を持っています。震災後は寺野に移ってしまったために、なかなか深い交流はできませんけれども、震災前には運動会に出てもらう、芸能発表会には参加してもらう、あるいは、津波避難訓練なんかも安渡保育所も含めて一緒に津波避難訓練を行うと。3.11のときにはその訓練成果も生かされて、1人の犠牲者も出すこともなく、安渡保育所の人たちはいち早く高台に避難したという実績もあります。まさに地域と結びついてる、既にそういうインフラがある。地域住民としても、地元の保育所に対する思い入れの深い環境があるというところも、一つ、公立の保育所として持続させてもいい条件ではないかなと思いますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） まず第1に考えるべきは、町の子育て環境の充実であります。

そういった中で、待機児童が出ない対策で保護者の保育ニーズに対応したきめ細かな対応っていうのを充実させていくのが、1番初めに考える内容だと思います。

そういった中で、町の適正な施設と定員数を見きわめた上での今回の町の方向性だと考えていただければと思います。

○議長（小松則明君） 民生部長、質問に対する答弁の中身が食い違っていると思います。答弁になってないと思いますけれども。公立のあり方について述べている、それを持続

するためにどうしたらいいかということについての考え方を示してほしいという質問だと聞き取りましたけれども、町長。

○町長（平野公三君） 安渡保育所の廃止ということで、さきの12月の段階で御説明申し上げましたけれども、今回、3回の会議に私は出席いたしました。まず感じたことは、保護者の方々は、やはり子供たちを継続して安心して預けられる場所が欲しいということです。それは安渡ではないと私は感じました。

今回のことで、お母さんたち、お母さんお父さんいらっしゃいましたが、保護者の方々の答えは、実は今回の継続の紆余曲折っていうのは、保育所の方々がおやめになられるということで、中断せざるを得なくなっていました。いろいろ状況があると言いながらも、保護者の方々からお聞きしますと、一生懸命やっている先生方がやめられるということであっても安渡保育所に入りたいという答えでありました。

やはりなぜかと詰めていきますと、やはり同じ子供たちがそのままずっとその環境で維持して、ほかの園に移ることによって、さまざまなストレス、そういうのがあってはならないということの答えだったような気が強くなります。

今回もそうなんです、震災後さまざまにこの安渡保育所の存続、廃止の課題はありながら先送りをしてきて今までできております。先ほどお話ししましたとおり、決してこれは地域を活性化するものでありません、保育は、全体のことを考えなければならない、子供たちのことも踏まえて。こういうことはもう二度としてはならないんだろうと思います。

仮設での保育という部分が継続しております。またそれを継続するにしても、安渡に今の仮設住宅はやはりある程度残る形になって整備がおくれると。それをずっとずっと続けることはないだろうと思います。本当に保護者の方々、特に子供たちには負担をかけてしまったなというふうに強く思います。

今回は、町全体の保育のあり方をしっかり見据えた上で方向性を出させていただきました。

佐々木議員の言う通りですね、地域の方々の思いも十分承知はしております。でもやらなきゃならないことっていうのはあるわけで、全体の保育を考えた場合、その環境も含めて制度としてしっかりとやってあげなければならないのは、やはり公としての、役場としての保育のあり方についてきちんと出すことが、やはりその保育環境のあり方なんだろうなと思います。そこは責任があるんだろうと思います。

とにかく、やはり厳しい状況にあるということは十分承知はしておりますけれども、とにかく、29年度をもって安渡保育所を廃止しながら、そして、全体の保育の質を高めていくという取り組みはしっかりとしていくと。それは公立、私立関係なくですね、公としてやらなきゃならないことだと私は思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） まさに保育所を存在させる、させないっていうのは、地域活性化のためではないと。もちろんそうです。保育環境をきちっと整えるということが、1番の目的ではあるんですけども、存在することによってその町自体の活力にもなるということで、いろんな積み重ねでプラス要因としてこういうものもある、こういうものがある、地域の活力にもなるし、地域のコミュニティーにもつながるし、地域と保育所のつながりにもなる。地場産業の活性化にもつながる。さらに親御さんたちもみんな存続してほしいと望んでいると。そういう中であえて廃止しなければならないっていうのは、全体のバランスだけの話なのか、受け皿と入る人たちとの数のバランスだけの話なのか。そうじゃないと思います。さらにそこに地域性っていうのもあると思います。数の上ではある程度あるんですけども、人口の多いある地域には保育所として存在しなくなると。その不便性を解消するのは、できるのはまさに公立だからできるんじゃないかなという気持ちもいたします。

今の発言の中で、一つ気になったところですが、保育士ですね。保育士が不足してるということで、この点についても、決定的な要因になったところはここに一つ原因があるんじゃないかという気がしているんですけども。きのうきょうの動きの中でも、その保育士がいるいないで、存続する存続しないという大きな分かれ目になってきてます。保育士が安定的に確保できていないというか、強い言い方をすると安定的に確保してこなかったのかもしれないけども、保育士の確保の仕方についてはどういうふうに今までお考えになってきたのか。

安渡保育所として、公立の保育所として廃止をすることを前提に、採用、例えば正職員を採用してこなかったのか。あるいは公募したけれども、例えば正職員は応募がなくて、したがって人材として不足しているという背景があるのか。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 正職員の採用についてはですね、いずれ民間に移管するという

流れからしてですね、採用はしておりません。ただ、いずれ任期つきであっても、募集したところでなかなか集まらないというのが現状でございます。これについては当町ばかりじゃなくて、当然全国的な話ですので、そういった状況にはなっています。

ただその中で、例えば今まで仮設で安渡保育所をやってきたわけですが、その中で採用していくという部分についてはなかなか難しいし、採用した方のこの先どうするんだろうという話もありますから、そういった部分で採用はできてこなかったという状況があります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 任期つきで募集してもなかなか人が集まらないっていうのは、当事者にとってみればそのとおりだと思います。保育士の資格を持っておられる方は、想像するに、恐らく保育士としてずっと働きたいと思って保育士の資格を取って、それで働こうという意識を持っているんだと思います。2年や3年働いたら、この先が見えませんかという職業につくために、保育士になろうと思っている人はほとんどいないと思います。そういった中で、任期つきあるいは1年限りの募集をしても集まらないのは、当然じゃないかと思います。その辺の考え方を変えないと、保育士自体の安定的な確保というのもできないんじゃないかなと思いますけれども、そこも含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 確かに、そういったふうなこともございます。

ただ、これからも継続的に運営していくということであれば、本採用で採用するということがございます。ただ、今仮設であって、続けていくめども立ってない中で、本採用という形で採用できるかどうかという部分はちょっと疑問がございます。そういった中でですね、そういった対応をしてきたという流れでございますので御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ですから廃止ありきで運営してきたので、そういう政策といたしますか、そういう人員採用しかできなかつたんだろうと思いますので、まずそこから見直す必要があるんじゃないかなと思います。

きのうまでの状況で、今年度末で安渡保育所は廃止するというところから急転直下、1名増えたので時間短縮でもう1年延長するという話になりました。まずこの点につい

でも、もう一步踏み込めばまだ時間はあります。3月もまだ終わっていません。人員確保、もう1人ふやすことによって、親御さんたちとしても短時間ではなくてフルの時間、11時間保育ができるようになります。そこもまず第1ステップとして、引き続き取り組んでいただきたいということを強くお願いします。

それから、継続的な運営をするかどうかにつきましては、今回幸いにも、1年、安渡保育所として存続することになりました。

1年かける必要はないと思います。できるだけ短い間に、今後の公立の保育所としてどうあるべきかというところを、もう一度我々議員も含めたところで議論していければなど。どういうあり方がこの大槌町にとっていいのかというところを、議論していただきたいというふうに強く望みますけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 保育士の体制につきましては、今の3名の体制で29年度は対応していきたいと思っております。保育士を確保し4名にするというところは、なかなか難しい状況でございます。先ほどもお話ししましたとおり、今の在園児を中心に保育を行っていく。それと4月以降の新規の申し込み、転入者等があれば、受け入れを優先させて対応してまいりたいと思います。

それと公立の保育所のあり方への対応につきましては、町内会さんのほうへもちょっと私のほうの認識不足でまだ説明会を実施させていただいておりません。

そういったところも含めて、適宜対応させていただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 3名確保したからよしじゃなくて、まだ時間があるので、もうちょっと粘り強くできないでしょうかということです。

これからの話につきましても、町内会としても説明を聞いてないと思いますので、その辺の説明をしっかりした上で、説明だけに終わるんじゃなくて方向性を、新たな方向性、大槌町としてのその保育環境のあり方というところをもう一度議論していただきたいというところを重ねてお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時04分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再会いたします。

議案審議に入る前に、当局より発言を求められましたので、これを許します。副町長。

○副町長（澤館和彦君） 先ほどの佐々木議員に対する答弁の中で訂正したい部分がございますので、よろしく願いいたします。

本採用等をして、保育士の採用を全然してこなかったという部分を答弁申し上げました。ただ、1回、27年度に一度採用の募集をしてございました。そして、それは安渡保育所を廃止しようとしたわけではなくて、保育士または幼稚園の資格を持った方ということで、人口アクションプランに掲げた子育て支援の増大する事務に対応していただくために募集したという状況がございました。それで2人応募があつてですね、1人は途中で辞退、もう1人は幼稚園の資格しか持っていなかった方なんですが、試験の結果採用には至らなかった、そういう事実でございました。訂正したいと思います。よろしく願いいたします。

○

日程第2 報告第1号 工事請負変更契約締結の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第1号工事請負変更契約締結の専決処分の報告について説明のほう申し上げます。次ページの専決処分書をごらんいただきます。

契約の目的は、桜木町地区避難路整備工事。

契約の相手方は、岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第10地割182番地10、ライト工業株式会社盛岡営業所、所長鈴木修であります。

変更内容の項目は、契約金額、変更前1億1,451万1,320円、変更後1億1,937万2,400円であります。

次のページの資料をごらんいただきます。

専決処分年月日は、平成29年2月17日。工事概要は、別添参考資料をごらん願います。

工事場所は、上閉伊郡大槌町桜木町地内。

工事期間は、平成28年9月15日から平成29年3月17日まで。

変更理由は、一つは、組立避難路施工において砂防堰堤付近及び林道城山1号線との

接続部分の設計変更が生じたこと。もう一つは、組立避難路施工部分において支障となる雑木等の伐採及び運搬処分料が発生したことによるものであります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。芳賀潤君。

○13番（芳賀 潤君） 何点か確認のためにお尋ねいたします。

いよいよ桜木町にも避難路が完成するという事で非常によかったかなと。遠目からですが見ているとああいう感じだったのかなと、改めて実際見れば結構急なのかなと思ったりするんですが、17日で工事が完了して、実際の運用はいつごろから始まる予定なのか。桜木町の住民への説明だったり、実際その階段を歩いてね、訓練っていうのか、行動っていうのか、そういうことをやる予定があるのかお聞かせください。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

工事の竣工に関しましては契約では17日ということではありますが、検査につきましては15日を予定しております。

また今後の関連で、地域のほうには新年度に入ってから自治会、あるいはその地域の団体等ですね、集まってお聞きいただきまして、今後の維持管理も含めて利活用に関して説明をしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号を終わります。

○

日程第3 報告第2号 損害賠償額の専決処分の報告について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第2号損害賠償額の専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 報告第2号損害賠償額の専決処分の報告について御説明申し上げます。次ページの専決処分書をごらんください。

損害賠償の相手方は、東京都に本社を置く法人。

損害賠償の額は、9万1,573円。

示談内容は、損害賠償の額を上記2のとおりとし、双方とも今後いかなる事情が発生しても異議の申し立てをしない。

損害賠償の原因であります。平成28年10月24日午前11時20分ごろ、大槌町役場駐車場内において、職員が公用車からおりる際、突風によりドアが大きく開き、隣に駐車していた相手方車両に接触し損傷を与えたものであります。

なお、専決処分日は、平成28年12月12日であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号を終わります。

○

日程第4 報告第3号 大槌町東日本大震災大津波復興計画実施計画（第3期）の策定について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第3号大槌町東日本大震災大津波復興計画実施計画（第3期）の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 報告第3号大槌町復興計画（第3期）実施計画の策定に係る報告につきまして御報告申し上げます。

お手元の報告資料に基づきまして、かいつまんで御説明を申し上げます。

復興実施計画の1ページをごらん願います。

まず、実施計画の目的でございますが、第3期として今般大震災による影響を1日も早く克服し、より一層の発展を図ることで、次の中長期的なまちづくりビジョンである大槌町町発展計画につなげる計画と位置づけてございます。

また、計画の期間につきましては29年度及び30年度の2カ年間としてございます。

次に、2ページの実施計画の構成について御説明申し上げます。

計画事業の構成につきましては、基本計画に掲げる四つの基盤ごとに掲載しております。事業構成の選定に当たりましては、今後の職員減を見越し、事業の統廃合により絞り込みを行いつつも、ハード事業につきましては地区別に細分化するなどにより丁寧に進捗管理を行うこととしてございます。

なお、事業数につきましては、第2期が254事業であったのに対し、第3期では事業評価になじまない国県事業の54事業は別扱いとし、残る第2期事業200事業から統合事業33事業と終了等事業56事業を除き、新たな課題に対応する事業など48事業を加えて、合計で159事業としてございます。

次に13ページをお開き願います。

第3期復興計画の特徴についてでございますが、第3期では、取り組み方向を復興を機に培ったつながりやきずなを大切にしながら、人々が実感できる復興を目指す大槌町の道しるべとし、これまでにできた新しい仲間とともに、町に笑顔と活力を取り戻し、復興を実感できるまちに発展することを目指していくこととしております。

なお、取り組み例としましては、14ページ及び15ページに例示をしております。

また、18ページ以降につきましては、第3期実施計画の個別施策としての取り組み事業を基盤ごとに掲載しております。

それから、41ページ以降では、これらの事業のうち28の主要事業につきまして、事業概要を掲載しております。

さらに、70ページから72ページまでは国県の所管事業を基盤ごとに掲載するとともに、73ページからは統合等により終了した事業を参考資料として掲載しております。

以上で御報告を終わります。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号を終わります。

○

日程第5 議案第1号 大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第5、議案第1号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第1号大槌町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(小松則明君) ただいまの出席議員数は12名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小松則明君) 御異議なしと認めます。

よって、立会人に3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(小松則明君) 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、会議規則第84条の規定により、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなすことになっておりますのでお知らせいたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。(「なし」の声あり)配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(小松則明君) 異状なしと認めます。

職員の点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

(事務局長点呼、投票)

○議長(小松則明君) 投票漏れはありませんか。(「なし」の声あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票をいたします。立会人の3番澤山美恵子君及び5番阿部三平君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小松則明君) 投票の結果を事務局長から報告させます。

○事務局長(佐々木 健君) 投票結果を報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中

賛成 12票

反対 0票

以上です。

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○

日程第6 議案第2号 大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について

○議長（小松則明君） 日程第6、議案第2号大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第2号大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、町が行う携帯電話等エリア整備事業に要する費用の一部に充てるため、利益を受ける電気通信事業者から分担金を徴収する条例を制定しようとするものであります。

次ページの条例をごらん願います。

第1条では、条例の趣旨を規定しております。

第2条では定義、第3条では分担金の徴収について規定しております。

また、第4条では分担金の額、第5条では分担金の徴収方法、第6条では賦課期日及び納期について規定しております。

第7条では分担金の徴収猶予、第8条では委任について規定しております。

附則としまして、当該条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。及川伸君。

○10番（及川 伸君） 条例の第4条、これについては分担金の費用のうち国及び県から

交付される補助金の額を除いた額の範囲内において町長が定める額とするとありますが、どのくらいの割合を考えているのか、これがまず一つ。

それから、簡単に言うとこれはエリア不感地帯の解消事業だと思うんですけども、不感地帯解消事業によってどのエリアが解消されるのか。これをやるとどのくらいの不感地帯が残るのか。この残についてはどのように取り組むのか。この3点について伺います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） まず、1点目の分担金の事業者から取る金額の割合の点から申し上げます。

まず、基本的に電気通信事業者のほうから徴収できる金額は、総務省のほうから標準例というか基準例的なものは表示されておりましてこれを準則して行いたいと考えておりまして、国から3分の2補助いただきます。電気通信事業者からは、9分の1の割合で徴収をしたいというふうに考えているところでございます。残りの部分の割合が町で持ち出しするというか、負担するという額になります。

ちょっと分母がですね3分の2だったり9分の1があったり計算しにくいんですけども、ちょっと分母が大きくなって大変恐縮ですけども、国が315分の210を負担します。町は315分の70を負担します。そのうち、今回過疎債をちょっと予定しておりまして、過疎債の交付税措置額が315分の57措置されますので、実質の持ち出しといいますか単独費が、315分の13で済むという形になります。

また、先ほど電気通信事業者9分の1と申しましたが315分の分母を使いますと315分の35という負担割合になるということで御理解のほどお願いいたします。

それと、二つ目の解消されるエリアでございますが、今回予定しておりますのは金沢地区の中川原地区を予定しております。これによりまして、その建設予定地内のエリアは約20世帯約60人の方が居住しておりますほか、消防屯所等もあるということでございますし、また、県道が通っておりますのでその県道を利用する方も当然このエリアのところで利用できるという形になります。

残る不感地帯のエリアということの御質問ですが、金沢の方面は戸沢、中山の付近というふうに見込んでおります。中川原地区もですね、設置する場所によってどの辺まで電波が届くかというのも、ある程度シミュレーションとかやってるんですけども、中山の付近の一部がもしかして入るんじゃないかなという話もありますので、ちょっと

あれですけども、戸沢、あとは中山地区が不感地帯として残る可能性があります。あわせて、小鎚川地区につきましては、長井地区が不感地帯として残るという形でございます。

不感地帯のエリアの今後の対応ということでございますが、基本的に国のほうからこういった不感地帯の調査というものが毎年度来てございます。そこに今のエリア、中川原地区も含めて今までも報告しておったんですが、今回は中川原地区がその中からある程度今回の事業で不感地帯が解消されるのかなと思ってますが、ある程度、金沢地区は県道が通っておる関係上、ある程度、まだ断定的なことはちょっと言いかねるんですけども、国のほうも、こういったアンテナを建てる時は市町村もやって持ち出しがこのぐらいで済みますよというようなPRは国のほうも当然電気通信事業者にPRしているようにございまして、その電気通信事業者があとは戸沢・中山地区の部分で採算性がとれるという判断をすれば、その部分の着手にこぎつけれるのかなと思っておりまして、現状残りの長井地区につきましては、どうしても県道とか、その道路の部分で、長井地区に住んでる方以外の利用という部分が薄い部分もちょっとある関係上、その採算性という視点で考えた場合に、電気通信事業者さんがそこに手を挙げてくれるかどうかというのはちょっと微妙かなというふうには分析しているところでございます。

○議長（小松則明君） 及川伸君。

○10番（及川 伸君） よくわかりました。

それで今投資効果ということでお話をしたんですけども、やはりいろんな場面で格差っていうのがあって、やっぱり格差の解消っていうのは、公共事業においてはやっぱり是正していかなきゃいけないと思うんです。時間が多少かかるろうともお金がかかろうとも、これは解消すべきだと私は考えるので、鋭意努力していただきたいというふうに思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 努力してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第2号大槌町携帯電話等エリア整備事業分担金徴収条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第7 議案第3号 大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定
について

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第3号大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。学務課長。

○学務課長（松橋文明君） 議案第3号大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、大槌町こども教育センターの設置及び管理に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

次ページの条例をごらん願います。

1条では、設置の趣旨を規定しております。

2条では、位置を規定しております。

3条では、事業について規定しております。

4条では、管理について規定しております。

5条では利用者の範囲、6条では利用の制限について規定しております。

7条では、委任について規定しております。

附則として当該条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。澤山美恵子君。

○3番（澤山美恵子君） 避難経路っていうのはどうなっていますか。

○学務課長（松橋文明君） 避難経路につきましては、大槌学園が避難所となっておりますので、そのまま骨格道路を真っすぐ上がって避難するということになってございます。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第3号大槌町こども教育センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小松則明君) 日程第8、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(三浦大介君) 議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第9条第2項及び第3項については、扶養親族の要件及び支給額の改定に係る規定整備であります。

1ページ下段から3ページ下段までの第10条第1項、第2項及び第3項については、扶養親族の要件の変更が生じた場合の届け出に関する規定整備であります。

3ページ下段の第19条の2については、管理職員特別勤務手当の支給要件について新たに災害等への対応で週休日以外の午前0時から午前5時の間に勤務した場合も支給の対象とする規定整備であります。

4ページの附則については、施行期日並びに扶養親族に関する特例の規定であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(小松則明君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより、議案第4号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松則明君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1 ページから2ページ上段までの第2条第3号については、育児休業を取得できない非常勤職員の要件についての規定整備であります。

2 ページ上段の第2条の2については、育児休業の対象となる子に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子などを追加する規定整備であります。

2 ページ中段から3ページ下段までの第2条の3については、非常勤職員が育児休業をすることができる期間についての規定整備であります。

3 ページ下段の第2条の4については、条文追加による繰り下げ等であります。

4 ページ上段から5ページ上段までの第3条については、再度の育児休業をすることができる特別の事情に加え、一定の要件を満たす非常勤職員について再度の育児休業をすることができるようにするための規定整備であります。

5 ページ上段の第10条については、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に、育児短時間勤務をすることができる特別の事情についての規定の整備であります。

5 ページ下段の第11条については、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態についての規定の整備であります。

6 ページ中段からの第17条については、育児休業法第19条第1項の部分休業を請求することができない職員についての規定整備であります。

6 ページ下段からの第18条については、部分休業の承認についての規定整備であります。

なお、附則ですが、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第5号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第6号 大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ新旧対照表をお開き願います。

第8条の2については、育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子等を加えるための規定整備であります。

2ページ上段の第8条の3第4項については、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の規定整備であります。

第10条については、引用条文の整理であります。

3ページ上段の第11条については、休暇の種類に介護時間が追加されたことに伴う規定整備であります。

第15条第1項及び第2項については、介護休暇の分割取得に伴う規定整備であります。

第15条の2については、新たに設けられた介護時間の取り扱いに関する規定整備であります。

4ページ上段の第16条については、介護時間の追加であります。

附則であります。施行期日及び経過措置の規定を整備しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第6号大槌町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第7号 大槌町特別会計条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第7号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第7号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページ新旧対照表をごらんください。

改正前、第1条第1号大槌町簡易水道事業特別会計を削除し、第2号及び第3号を改正後それぞれ第1号及び第2号にそれぞれ繰り上げるものであります。

附則としまして、当該条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第7号大槌町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第8号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第8号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第8号大槌町町税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

次ページの新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中、第37条の2については、寄附金控除に関する規定の整備であります。

2ページ上段の附則第7条の3の2については、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長に伴う規定の整備であります。

2ページ中段からの第2条、大槌町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年大槌町条例第25号）の一部改正中、第1条による改正、第19条の2及び第20条については、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う規定の整備であります。

3ページ下段の第35条の4については、法人町民税の法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う規定の整備であります。

3ページ下段から14ページにかけての第77条から附則第16条については、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う規定の整備であります。

14ページ上段からの、第2条、大槌町町税条例等の一部を改正する条例（平成28年大槌町条例第25号）の一部改正中、第1条の2による改正、第19条の2及び第20条については、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う規定の整備であります。

15ページ中段の第35条の4については、法人町民税の法人税割の税率を9.7%から6%に引き下げることに伴う所要の規定の整備であります。

15ページ中段から25ページにかけての第77条から附則第16条については、軽自動車税の環境性能割の導入に伴う規定の整備及び新設であります。

25ページ下段から、26ページにかけての改正附則第1条については、法人町民税の法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う施行期日の変更であります。

26ページ下段の改正附則第2条の2については、法人町民税の法人税割の税率引き下げの時期が変更となったことに伴う町民税に関する経過措置の規定の新設であります。

27ページ上段の改正附則第2条の3については、軽自動車税の環境性能割の導入の時

期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例の1年延長に係る経過措置の規定の新設であります。

改正附則第3条については、軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更となったことに伴う適用年度の変更であります。

なお、附則については平成29年4月1日からの施行であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 3ページの法人税割の税率ということでちょっと聞いていくうちに、100分の9.7から100分の6とするっていうことで、改正後と改正前とでちょっと高くなってんじゃないかなと思うんですが、この数字について説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） この関係については、消費税の増税の関係で、そこで時期がずれたことによって引き下げの時期が変更になったということで戻しているという形になります。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 消費税の10%の増税の時期が2年ぐらはずれたという部分で、一旦引き下げしようとして下げていたものを元に戻したという状況になります。

○議長（小松則明君） その他ありますか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第8号大槌町町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第9号 大槌町集会場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第9号大槌町集会場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 議案第9号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

別紙新旧対照表をごらん願います。

今回の改正につきましては、花輪田地区集会場と臼澤寺野地区ふれあい集会場を新たに設置することに伴い、第2条において、これらの集会所の名称及び位置を追加するものでございます。

また、施設の使用料であります別表第1につきましても同様に、柱書き部分に新たに設置される二つの集会場を追加するものでございます。

なお、施行日につきましては平成29年4月1日からとしてございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第9号大槌町集会場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第10号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第10号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、次ページの新旧対照表をお開きください。

改正の内容は、別表第3条関係の町営住宅等の名称に本町町営住宅、上町町営住宅、吉里吉里第2町営住宅を、所在地に大槌町本町、大槌町上町、大槌町吉里吉里1丁目、大槌町吉里吉里2丁目を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第10号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす9日は、午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

散 会 午後2時10分